

第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画
第7期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)
策定に係る提言(案)

平成30年 月 日
宇都宮市社会福祉審議会

はじめに

宇都宮市の総人口は2018年をピークに減少する一方で、高齢者人口は2010年の10万人から、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、3万人増えて13万人になると見込まれ、医療や介護の必要性が高まると言われる75歳以上の人口についても、2025年には、総人口の7人に1人が75歳以上の高齢者となります。また、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや認知症の高齢者についても大幅に増加することが見込まれ、これまで他のどの国も経験したことのない社会を経験することと推測されます。

こうした状況に対し、国においては「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険財政の安定的な運営はもとより、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、医療・介護の更なる連携の推進や、地域の課題を我が事ととらえる「我が事・丸ごと」の考え方に基づく地域共生社会の実現に向けた取組などを進めることにより「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指すとしており、宇都宮市においても、これらの動向も背景に、地域の支え合いを効果的に活用した高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた、一層の取組が求められております。

本審議会は、このような認識のもと、「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画」の策定にあたり、平成29年7月18日の第1回会議以降、4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきたところであり、本提言は、これまでの議論・検討の結果を踏まえこの計画において対応すべき課題や、取り上げるべき施策・事業についてまとめたものであります。

宇都宮市におかれましてはこの計画の策定にあたり、この提言の趣旨を本計画に十分に反映するとともに、計画の推進にあたっては、この計画が本市の高齢者施策の基本指針となることを念頭に置き、市民、関係諸機関及び行政が連携しながら、各種施策・事業を総合的・効果的に推進していくことを期待いたします。

平成30年 月

宇都宮市社会福祉審議会
委員長 大森 健一

目 次

I	宇都宮市が目指すべき高齢社会像について	1
1	基本的な考え方	1
2	将来の高齢社会像	2
II	対応すべき課題と必要となる施策・事業等について	3
1	「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて	3
2	「地域で支えあう社会の実現」に向けて	3
3	「介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に向けて	4
4	「いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」に向けて	4
III	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて	5
IV	計画の推進にあたって	6
V	宇都宮市社会福祉審議会での審査経過	7

I 宇都宮市が目指すべき高齢社会像について

1 基本的な考え方

- 今後宇都宮市においても、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年にかけてのより一層の高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や認知症患者など、日常生活上の支援や医療、介護を必要とする高齢者の増加が想定されるなか、本人の希望に沿って、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における支え合い体制の整備や、医療・介護の関係機関の連携強化を図り、包括的かつ継続的な支援を受けることができる体制を作っていくことが喫緊の課題となっています。

- 一方で、高齢者に必要な支援やサービスを医療や介護をはじめとする社会保障制度のみで賄うことは困難であり、社会全体、地域全体で支え合うシステムを構築しなければならず、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を内容とする「地域包括ケアシステム」の構築は、まさに、社会づくり、地域づくりそのものであり、それぞれの地域の状況にあった形で作り上げていくことが極めて重要となります。

- 「地域包括ケアシステム」を構築するうえで、地域包括支援センターは要となる機関であり、高齢者を支える地域ネットワークの中心としての役割を果たせるよう、体制を整備する必要があります。

- さらに、平成29年の国の制度改正においては、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していく観点からの見直しが行われ「地域共生社会の実現に向けた取組」などが推進されることとなっており、宇都宮市においても、こうした制度改正の趣旨を踏まえ、健康・医療と介護の切れ目のない連携に、まちづくりの視点なども加えた分野横断的な連携、協力体制のもと、着実に取組を進める必要があります。

- 宇都宮市においては、未だかつて誰も経験したことのない少子高齢社会を経験することになりますが、そのなかにあっても、まちが持続的に発展し、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活ができるよう、これらの考え方を踏まえ、適宜、計画の進捗状況を検証、評価しながら、笑顔あふれる長寿社会の実現に向け、必要な対策を不断に講じていく必要があります。

2 将来の高齢社会像

1の基本的な考え方を踏まえ、高齢者が望む暮らしの確保に向け、本市が目指すべき将来の高齢社会像については次のとおり取りまとめました。

- 高齢者が健康づくり・介護予防に主体的に取り組んでおり、これまで培った知識や経験を生かしながら、趣味の活動や地域活動などにも積極的に参加することで、生きがいある生活を送っています。
- 多様化する高齢者の生活ニーズに的確に対応できるよう、地域自らが課題の把握を行いながら、地域での日頃の声かけや見守りから、ボランティアや住民組織での活動まで、日常生活の様々な場面で、住民同士で互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域での安心した暮らしが確保されています。
- 高齢者本人の意思や状況に応じて、介護保険制度や医療保険制度などを活用し、介護サービスや医療サービスなど様々な保険サービスを受けながら、心もからだも健やかに過ごすことができます。
- 認知症予防や早期発見・早期対応の重要性や社会全体で支えることの必要性など認知症に対する理解が広がるとともに、認知症の本人が持つ力を最大限に活かせる環境整備が進んでおり、介護休業・休暇制度など認知症の人を介護する家族への支援が充実しています。
- 高齢者本人の経済的・身体的・環境的状况などに応じて、行政が行う様々な福祉事業・サービスなどの公的な支援を受けられるほか、個人の尊厳を守るため権利擁護に関する取組が進んでいます。
- 高齢者や障がい者、生活困窮者等あらゆる人々が地域で共生できるよう、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核機関として、多職種連携や相談機能の充実など、日常生活圏域のなかで、その役割を十分に果たしています。

II 対応すべき課題と必要となる施策・事業等について

Iの目指すべき高齢社会像を踏まえ「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる笑顔あふれる長寿社会」の実現に向け、計画において対応すべき課題と必要となる施策・事業等について、次のとおり取りまとめました。

1 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて

- ・ 高齢者がライフステージのどの段階になっても、継続して自ら健康づくりに取り組むことができるよう、外出機会を増やす支援や、身近な場所での健康づくり活動の機会を充実していく必要があります。
- ・ 高齢者が培ってきた豊富な知識や経験を活かしながら地域の中で活躍できるよう、老人クラブ活動の充実や、意欲ある高齢者が働き続けられるよう、シルバー人材センターなどに対する支援に加え、高齢者の社会参加のきっかけとなるよう、介護予防・日常生活支援総合事業や高齢者等地域活動支援ポイント事業など、社会参加活動を通じた生きがいづくりの促進に取り組む必要があります。

2 「地域で支え合う社会の実現」に向けて

- ・ 高齢化の進展に伴い、地域の中で支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるなか、今後、多様化する高齢者のニーズに応えるためには、公的なサービス・支援と市民の主体的な取組を組み合わせながら、地域全体で支え合うことがますます重要となります。このため、高齢者を支える地域ネットワークの中心となる地域包括支援センターがその役割を果たせるよう、人員・運営体制の整備など機能強化を図る必要があります。また、地域包括支援センター、医師、歯科医師、看護師、ケアマネジャーなどの多職種が既に協働して活動している事例は多く、さらに、ボランティア団体などによる活動や支援とも連携した体制の確保に向け、地域ケア会議を充実していく必要があります。
- ・ 高齢期に誰もが安心して幸せに日々の暮らしを送るためには、地域における多世代間の理解や助け合いを行える地域づくりが重要となります。このため、地域の様々な関係者が参加する第2層協議体の設置や、地域ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを行う生活支援コーディネーターの配置を進める必要があります。また、高齢者にもやさしいまちづくりが必要であることから、日常生活環境のバリアフリー化など、公共交通での移動が容易で、かつ、福祉のこころの醸成が進み、生活上の困りごとをお互いに支え助け合える地域をつくる必要があります。

3 「介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に向けて

- ・ 高齢者の多くが、在宅での生活を望んでいることから、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要となる介護サービスの確保に努める必要があります。また、必要な介護サービスの確保に向けては、介護従事者の確保と資質向上、職場への定着が不可欠となるため、介護事業所における従事者の処遇改善や人材育成のための研修など、働きやすい職場環境とするための支援の充実を図る必要があります。
- ・ 介護をしている方やこれから介護を始める方が負担を感じることなく、上手に介護と向き合っていくことができるよう、家族介護教室などの相談・話し合いができる場や、状況に応じた多様なサービスの利用・選択を可能とする情報提供などに取り組む必要があります。
- ・ 医療や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で人生の最後まで暮らし続けることができるよう、宇都宮市では、これまで先駆的に「地域療養支援体制の整備」に取り組んできたところではありますが、今後は、さらに発展、充実させていくための取組を進めていく必要があります。

4 「いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」に向けて

- ・ 認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する理解を深めるための周知啓発に向けた取組は重要であり、その一助となる「認知症サポーター」の養成をさらに進めていく必要があります。今後は、小・中学生などの若い世代や、これから介護に向かう就労世代も含め、より広い市民を対象に取り組んでいく必要があります。
- ・ 認知症の症状や進行の程度、身体状態等に応じた適切な医療・介護サービスを提供するためには体制強化も必要となります。このため、平成30年度から設置・稼働する「認知症初期集中支援チーム」が円滑に運営されるよう、チーム員や認知症地域支援推進員の質を確保するための研修に取り組む必要があります。また、若年性認知症や軽度の認知障害の方であっても、認知症の状態に応じた社会参加ができるよう、地域の多様な関係者等の理解・協力のもと、認知症の本人や家族が集える認知症サロンの運営など安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要があります。
- ・ 地域包括ケアシステムの構成要素のひとつである「住まい」については、市民が年齢を重ねても、希望に応じた住まい方が可能となるよう、住宅情報を横でつないで的確に提供される仕組みをつくる必要があるほか、低所得で支援の必要な高齢者が安心して暮らせる住まいの在り方についても、今後、検討を進める必要があります。

Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

本計画は、地域包括ケア計画としての位置付けを有していることから、宇都宮市の「地域包括ケアシステム」がより一層、充実したものとなるよう、重視すべき点について、次のとおり取りまとめました。

- 地域包括ケアシステムの深化，推進に向けては，宇都宮市自身が中心的な役割を担うべき立場にあることを十分認識したうえで，医療・介護従事者などの地域の関係者と一体となって，速やかにシステムの充実，強化に取り組む必要があります。
- 地域包括支援センターについては，高齢者を支える地域ネットワークの中心としてその役割や機能を十分に果たすことができるよう，人材の育成等に取り組む必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築にあたっては，市民一人ひとりによる健康で生きがいを持ち，安心して自立した生活を送ることができる，笑顔あふれる長寿社会の実現に向けて，より多くの市民の参加を得ながら取組を進めていく必要があることから，市民に地域包括ケアシステムについて，よりよく理解し，取組みに参画してもらえよう，あらゆる機会を捉え理解促進を図る必要があります。
- 地域包括ケアシステムは，医療や介護サービスを提供するだけでなく，住まいや移動，見守りなど地域のもつ生活支援の機能全般を高め，「地域づくり」や「コミュニティづくり」に繋げていく考え方が必要となります。
このため，今後，宇都宮市がどのような地域やコミュニティを創っていくかという視点を持ちながら，高齢者だけを対象とするのではなく，全世代を包括した「地域づくり」という考えのもと，2025年を見据えた取組を進めることを望みます。

IV 計画の推進にあたって

本計画を着実に推進するため、次の点に留意して取り組む必要があります。

- 本計画の基本理念である、「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会」を実現するために、行政内部の連携を深めて、総合的・一体的に高齢者対策を推進すること。また、本計画を推進していくため、宇都宮市は、福祉団体、地域団体、介護サービス事業者、保健・医療等の様々な主体と連携強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制整備を図ること。
- 本計画の周知にあたっては、高齢者のみならず、広く市民に対して周知を図る必要があることから、市ホームページや広報紙、パンフレットのほか、情報が届きにくい市民も居ることも理解したうえで、必要に応じ地域の関係機関、団体などと連携した情報提供などにも取り組みながら、十分に周知を図るとともに、市民に分かりやすい表現・内容となるよう工夫すること。
- 地域包括ケアシステムが円滑に機能するためには、医療、介護サービス等の提供基盤の整備や連携強化に向けた取組が重要であり、新たに対応すべき課題についても、的確に対応する必要があります。
- 宇都宮市の第7期介護保険料については、医療、介護サービス等が安定して提供できるよう、必要となるサービス量の推計のもと、また、国が取り組む介護人材の処遇改善なども反映したものとして適切に算出されたものであります。

本審議会としては、第7期介護保険料は、施策・事業を充実するために必要となる経費であり、適正なものと判断いたしますが、介護保険制度は高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核ではありますが、介護に要する額や介護保険料額は制度創設時より大きく増加しており、その財源は、保険料と公費で支えられていることを踏まえ、保険者である宇都宮市に対し、介護予防や自立支援・重度化防止に取り組み、保険料負担の軽減を目指すとともに、費用負担者への説明責任を果たし、制度への納得感を高めていくことを求めます。

V 宇都宮市社会福祉審議会での審査経過

○ 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）での審議経過

【第1回】

開催日時	平成29年7月18日（火）14:00～15:00
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長選出，職務代理者指名，専門分科会委員指名 ・ 平成29年度専門分科会調査審議案件（年間予定）

○ 高齢者福祉専門分科会での審議経過

【第1回】

開催日時	平成29年8月30日（水）13:30～15:22
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の概要について ・ 地域包括ケアシステム構築に向けた本市の取組について ・ 「にっこり安心プラン（第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画）」の取組状況等を踏まえた「（仮称）第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の骨子（案）について

【第2回】

開催日時	平成29年11月7日（火）14:00～15:48
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の振り返り ・ 「（仮称）第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」における基本理念・基本目標の設定と施策の方向性等（案）について

【第3回】

開催日時	平成29年12月26日（火）13:30～15:04
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（素案）について

【第4回】

開催日時	平成30年2月13日（火）14:00～●●
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（素案）に係るパブリックコメントについて ・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（案）について ・ 「にっこり安心プランー第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」策定に係る提言（案）について

宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会委員

分科会長	大 森 健 一
職務代理者	檜 山 和 子
委 員	大 山 知 子
委 員	唐 木 成 仁
委 員	三 條 安 子
委 員	塩 澤 達 俊
委 員	田 野 實 和 夫
委 員	東 原 勸
委 員	長 野 洋
委 員	生 井 俊 一
委 員	浜 野 修
委 員	福 田 智 恵
委 員	松 本 力 ネ 子
委 員	松 本 順 子
委 員	横 松 薫
委 員	依 田 祐 輔
委 員	渡 邊 力 ヨ 子

(委員 五十音順)